

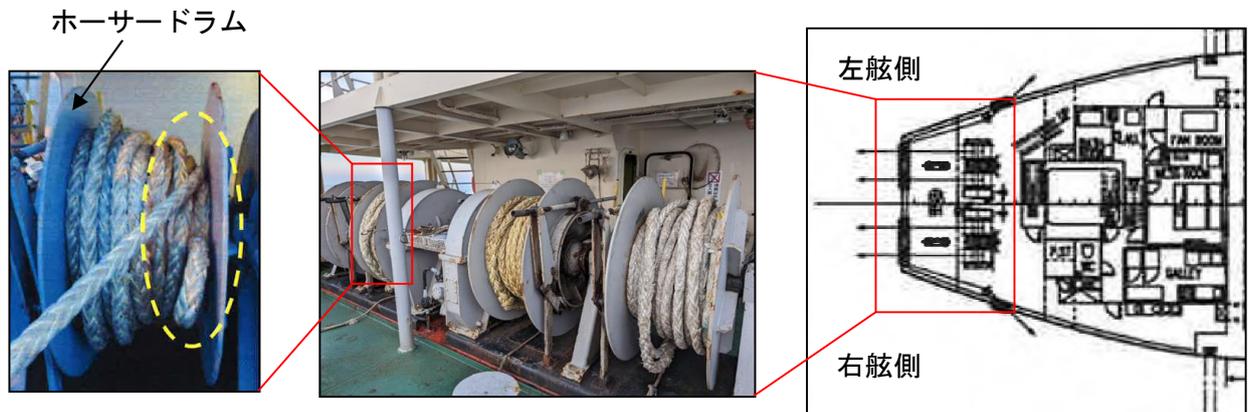
船舶事故調査報告書

令和6年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年2月13日 16時40分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港仙台区高砂ふ頭 仙台北防波堤灯台から真方位259° 1,400m付近 (概位 北緯38° 16.1′ 東経141° 01.6′)
事故の概要	貨物船たもんは、離岸作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年3月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 たもん、498トン
船舶番号、船舶所有者等	140997、井本船舶株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関士、六級（機関）（機関限定）
負傷者	軽傷 1人（機関士）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長及び機関士ほか3人が乗り組み、離岸作業中、機関士は、機関長と共に船尾甲板に設置されているホーサードラムから繰り出している係留索を緩めて取り外す作業を行っていた際、係留索が同ドラムに噛み込んだ状況に気付いた。</p> <p>機関士は、ホーサードラムの操作に当たっていた機関長に同ドラムの回転を停止するように伝えた後、係留索の噛み込みを解消しようとホーサードラムに近づいたところ、船尾部のフェアリーダーから外れた係留索に弾かれ、付近のボラードに右足を強打して倒れ込んだ。</p> <p>機関士は、救急車で宮城県仙台市内の病院に搬送され、右足関節打撲等と診断された。</p> <p>機関士は、本事故当時、船員経験が約1年であり、離岸作業を数多く経験していたので不慣れさは感じていなかったものの、フェアリーダーから係留索が外れるとは思っていなかった。</p> <p>(写真1及び付図1 船尾甲板の状況（再現時の状況含む） 参照)</p>
分析	<p>本船は、離岸作業中、機関士が、噛み込みが生じて張力の掛かった係留索に近づいたことから、船尾部のフェアリーダーから外れた同索に弾かれ、付近のボラードに右足を強打して負傷したものと考えられる。</p> <p>機関士は、フェアリーダーから係留索が外れるとは思っていなかったことから、リスクに対する状況認識が十分でなかったものと考えら</p>

	れる。
原因	本事故は、本船が離岸作業中、機関士が、噛み込みが生じて張力の掛かった係留索に近づいたため、船尾部のフェアリーダーから外れた同索に弾かれ、付近のボラードに右足を強打したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲板作業を行う乗組員は、係留索や同索が掛けられたフェアリーダーにはみだりに近づかないこと。また、係留索がドラムに噛み込むなどして作業を行わなければならない場合は、索具等を緩めて緊張を解いた後、手早く作業してできる限り早くその場所から離れること。

写真 1 及び付図 1 船尾甲板の状況（再現時の状況含む）



写真中のフェアリーダーは、外れた係留索を介していたものではない。



※ 写真及び図面は、全て船舶運航者からの提供